

○島根県道路占用料徴収条例

昭和28年7月1日

島根県条例第18号

改正 昭和41年3月25日条例第11号

昭和50年7月15日条例第21号

昭和55年3月25日条例第20号

昭和59年3月27日条例第13号

昭和63年3月25日条例第8号

平成元年3月25日条例第17号

平成4年3月27日条例第12号

平成4年12月22日条例第41号

平成8年3月26日条例第5号

平成9年3月25日条例第8号

平成15年3月11日条例第3号

平成16年3月19日条例第7号

平成19年3月13日条例第6号

平成20年3月21日条例第23号

平成22年3月26日条例第8号

平成25年7月5日条例第28号

平成26年3月18日条例第1号

平成31年3月8日条例第1号

平成31年4月26日条例第27号

島根県道路占用料徴収条例をここに公布する。

島根県道路占用料徴収条例

(趣旨)

第1条 道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39条第2項の規定による
占用料の額及びその徴収方法については、法令その他別に定めるもののほか、この条例の
定めるところによる。

(占用料の額)

第2条 占用料の額は、別表占用料のア欄に定める金額に、法第32条第1項若しくは第3
項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間(電線

共同溝（電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第2条第3項に規定する電線共同溝をいう。以下同じ。）に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間）。以下同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料のア欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円に満たない場合にあつては、100円）の合計額とする。

- 2 消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第1号に該当する占用以外の占用に係る占用料の額は、前項中「占用料のア欄に定める金額」とあるのは、「占用料のイ欄に定める金額」として同項の規定を適用する。

（昭55条例20・全改、平元条例17・平4条例12・平8条例5・平9条例8・平16条例7・一部改正）

（占用料の減免）

第3条 知事は、道路の占用が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、占用料の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 公共の用に供し、又は公益上必要な事業を実施するため道路を占用するとき。
- (2) 恒例による祭典、縁日、売出等に際し臨時に道路を占用するとき。
- (3) 道路に出入するための通路等を設け又は排水施設を設けるため道路を占用するとき。
- (4) その他道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれがきわめて少ないと認められるとき。

- 2 前項の規定による占用料の免除の規準は、知事が別に定める。

（占用料の徴収方法）

第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間に係る分を、当該占用の許可をし、又は当該占用の協議が成立した際（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21

条の規定により協議が成立した際(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した際)に一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、各年度ごとに、当該年度の初めに当該年度分を徴収するものとする。

(昭55条例20・全改、平8条例5・一部改正)

(占用料の還付)

第5条 既に納付した占用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものであってその事実が生じた日から6箇月以内に道路占用者から占用料還付の請求があった場合には、この限りでない。

- (1) 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。
- (2) 天災その他の事由により道路の占有ができなくなったとき。

2 前項ただし書の規定により、道路占用者に還付する占用料は、当該占用料の総額からその事実が発生した日までの期間の占用料に相当する額を控除した額とする。

(延滞金)

第6条 法第73条第1項の規定により、督促状により占用料を督促した場合の延滞金の額及びその徴収方法については、県税外収入金の延滞金徴収に関する条例(昭和27年島根県条例第16号)の規定を適用する。この場合において、同条例第2条第1項中「年14.6パーセント」とあるのは「年14.5パーセント」と、「年7.3パーセント」とあるのは「年7.25パーセント」とする。

(平4条例41・一部改正)

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、第6条以外の規定は、昭和27年12月5日から適用する。
- 2 この条例の施行前に道路の占有の許可を受けたものに係る占用料の額については、昭和29年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例施行の際現に納入期限を経過しているものに対する延滞金については、この条例施行の日から徴収する。

附 則(昭和41年条例第11号)

- 1 この条例は、昭和41年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、昭和42年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の島根県道路占用料徴収条例の規定に基づいて納付し、又は納付すべきであった道路占用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和50年条例第21号）

- 1 この条例は、昭和50年10月1日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、昭和51年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和55年条例第20号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額については、昭和56年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和59年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和59年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 9 第21条の規定の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料については、昭和60年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（昭和63年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 7 第16条の規定の施行の際現に道路占用の許可を受けている者に係る占用料については、昭和64年3月31日までの間は、なお従前の例による。

附 則（平成元年条例第17号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第12号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成5年4月1日から施行する。

（督促手数料に関する経過措置）

- 3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の県税外収入金の督促手数料及び延滞金徴収に関する条例第1条の2（前項の規定による改正前の島根県道路占用料徴収条例第6条の規定により適用される場合を含む。）の規定により督促をした場合における督促手数料の徴収については、なお従前の例による。

（延滞金の額に関する規定の適用）

- 4 この条例による改正後の県税外収入金の延滞金徴収に関する条例第2条第1項（附則第2項の規定による改正後の島根県道路占用料徴収条例第6条の規定により適用される場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後に徴収する延滞金の額について適用する。ただし、当該延滞金の額で同日前の期間に対応するものを計算する場合において乗じる割合については、なお従前の例による。

附 則（平成8年条例第5号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

（平成8年規則第45号で平成8年5月1日から施行）

（経過措置）

- 19 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項又は第3項の規定により道路占用の許可を受けている者に係る占用料の額は、第36条の規定による改正後の島根県道路占用料徴収条例の規定にかかわらず、当分の間、同条例の規定により算出した額の範囲内において知事が別に定めることができる。

附 則（平成9年条例第8号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第2条（第3号及び第4号に係る部分に限る。）の規定は、規則で定める日から施行する。

附 則（平成15年条例第3号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第7号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第6号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第23号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第8号）抄

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年条例第1号）抄

改正 平成31年4月26日条例第27号

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（平31条例27・一部改正）

附 則（平成31年条例第27号）

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝令和元年5月1日）

別表（第2条関係）

（平22条例8・全改、平25条例28・平26条例1・平31条例1・一部改正）

占用物件		占用料				
		単位	所在地			
			ア		イ	
			市の区域	町村の区域	市の区域	町村の区域
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき	630円	530円	693円	583円
	第2種電柱	1年	970円	820円	1,067円	902円
	第3種電柱		1,300円	1,100円	1,430円	1,210円
	第1種電話柱		560円	480円	616円	528円

	第2種電話柱		900円	760円	990円	836円
	第3種電話柱		1,200円	1,000円	1,320円	1,100円
	その他の柱類		56円	48円	61円60銭	52円80銭
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつ	6円	5円	6円60銭	5円50銭
	地下電線その他地下に設ける線類	き1年	3円	3円	3円30銭	3円30銭
	路上に設ける変圧器	1個につき 1年	550円	470円	605円	517円
	地下に設ける変圧器	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	340円	290円	374円	319円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき 1年	1,100円	950円	1,210円	1,045円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		470円	400円	517円	440円
	広告塔	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	2,000円	640円	2,200円	704円
	その他のもの	占用面積1 平方メー トルにつ き1年	1,000円	950円	1,100円	1,045円
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつ	24円	20円	26円40銭	22円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	き1年	34円	29円	37円40銭	31円90銭
	外径が0.1メートル以上		51円	43円	56円10銭	47円30銭

	0.15メートル未満のもの						
	外径が0.15メートル以上			67円	57円	73円70銭	62円70銭
	0.2メートル未満のもの						
	外径が0.2メートル以上			100円	86円	110円	94円60銭
	0.3メートル未満のもの						
	外径が0.3メートル以上			130円	110円	143円	121円
	0.4メートル未満のもの						
	外径が0.4メートル以上			240円	200円	264円	220円
	0.7メートル未満のもの						
	外径が0.7メートル以上1			340円	290円	374円	319円
	メートル未満のもの						
	外径が1メートル以上の			670円	570円	737円	627円
	もの						
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設		占用面積1		1,000円	950円	1,100円	1,045円
		平方メー					
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額		Aに0.0044を乗じて得た額	
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額		Aに0.0066を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの		Aに0.008を乗じて得た額		Aに0.0088を乗じて得た額	
	上空に設ける通路			1,000円	430円	1,100円	473円
	地下に設ける通路			600円	210円	660円	231円
	その他のもの			1,000円	950円	1,100円	1,045円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占用面積1		20円	6円	22円	6円60銭
		平方メー					
		トルにつ					
		き1日					
	その他のもの	占用面積1		200円	64円	220円	70円40銭
		平方メー					

			トルにつ き1月				
道路法施行 令（昭和27 年政令第 479号。以下 「令」とい う。）第7 条第1号に 掲げる物件	看板（アーチ であるものを 除く。）	一時的に 設けるも の	表示面積1 平方メー トルにつ き1月	200円	64円	220円	70円40銭
		その他の もの	表示面積1 平方メー トルにつ き1年	2,000円	640円	2,200円	704円
	標識		1本につ き 1年	840円	760円	924円	836円
	旗ざお	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に 設けるも の	1本につ き 1日	20円	6円	22円	6円60銭
		その他の もの	1本につ き 1月	200円	64円	220円	70円40銭
	幕（令第7条第 4号に掲げる 工事用施設で あるものを除 く。）	祭礼、縁日 等に際し、 一時的に 設けるも の	その面積1 平方メー トルにつ き1日	20円	6円	22円	6円60銭
		その他の もの	その面積1 平方メー トルにつ き1月	200円	64円	220円	70円40銭
	アーチ	車道を横 断するも の	1基につ き 1月	2,000円	640円	2,200円	704円

	その他のもの		980円	320円	1,078円	352円
令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1	1,000円	950円	1,100円	1,045円
令第7条第3号に掲げる施設		平方メートルにつき1年	Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	200円	64円	220円	70円40銭
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		平方メートルにつき1月	100円	95円	110円	104円50銭
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	平方メートルにつき1年	Aに0.014を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額	Aに0.0154を乗じて得た額	Aに0.0198を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.01を乗じて得た額	Aに0.013を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額	Aに0.0143を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額		Aに0.0275を乗じて得た額	

備考

- 1 所在地とは、占用物件の所在地をいい、各年度の初日後に占用物件の所在地の区分に変更があった場合は、同日におけるその区分によるものとする。
- 2 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置されている変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号に

において同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置するものが設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 4 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置するもの以外のものが当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 5 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 6 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 7 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 8 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。